

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年8月及び59年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和58年2月から同年7月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月
② 昭和58年2月から同年7月まで
③ 昭和58年8月から59年3月まで
④ 昭和59年4月から同年12月まで

昭和46年4月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、60歳に至るまでの国民年金保険料をすべて納付したにもかかわらず、申立期間①が未納、申立期間③及び④が未加入とされているのは納得できない。

また、申立期間②の国民年金保険料については、厚生年金保険加入期間との重複により還付されているとのことであるが、還付を受けた記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によれば、申立期間①は未納、申立期間②から④までは未加入とされているとともに、申立期間②の国民年金保険料については、特殊台帳（マイクロフィルム）によれば、還付処理されていることとなっているが、A村（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿により、申立期間①から④までについて、すべて納付済みとなっていることが確認でき、同名簿の還付記録欄には、申立期間②を含め、保険料を還付した記録は存在しない。

2 申立期間④については、申立人は国民年金の任意被保険者期間であり、国民年金に任意加入するためには、社会保険庁長官（当時）への申出が必要であるところ、申立人は昭和 58 年 2 月 1 日の厚生年金保険被保険者資格取得後においても国民年金保険料を納付し続けていたことを踏まえれば、59 年 4 月 2 日の厚生年金保険被保険者資格喪失時において、国民年金に任意加入する旨の申出は無かったと推認されるものの、i) 申立人は、その夫が 51 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者となって以降も、記録上は引き続き強制加入被保険者のままであることから、任意加入被保険者への種別変更を行っていないものと考えられるが、任意加入被保険者に該当後の保険料を前納又は現年度納付しているときは、60 年改正前の旧国民年金法附則第 6 条の 2 の規定により、任意加入の申出をしたものとみなされることとなっており、特殊台帳により、申立人はこれに該当すると認められることから、申立人は 51 年 11 月 1 日に国民年金に任意加入したものとみなされ、さらに、ii) 上記 1 のとおり、任意加入期間に係る申立期間④の保険料を納付していたものと認められることから、当該期間においても任意加入を継続する意思を有していたと考えられることなどの特別の事情を有しているものと認められ、こうした場合は、社会保険庁（当時）の通知（平成 21 年 12 月 10 日付け庁保発第 1210002 号）によると、任意加入期間と重複する厚生年金保険被保険者期間が事後的に判明した場合であっても、当該厚生年金保険被保険者資格喪失後の期間に係る保険料が納付されていた場合には、当該通知以前の該当事案についても、当該厚生年金保険被保険者資格喪失時に任意加入の届出があったものとして取り扱うこととなっている。

なお、「任意加入期間と重複する厚生年金保険被保険者期間が『事後的に判明した』と判断できるか否か」については、特殊台帳には、昭和 58 年 10 月に国民年金被保険者資格喪失の進達が行われた旨の記載があるが、当該台帳と A 村の国民年金被保険者名簿の記録に不整合があり、行政側の記録管理に不備がみられる上、申立期間を通じて国民年金保険料を継続して納付していた者と認められることから、この時に資格喪失の処理を行ったとは考え難く、申立人の厚生年金保険被保険者期間（申立期間②及び③）は事後的に判明したと考えられる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認められ、また、申立期間②の保険料を還付されていないものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、申立期間③については、申立人は厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 1 月 25 日から 20 年 9 月 30 日まで

厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、A社B工場の被保険者期間について、脱退手当金が支給されたことになっていた。

当時、脱退手当金という制度があったことは全く知らず、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金は、A社B工場における厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 20 年 9 月 30 日）から約 1 年 2 か月後の 21 年 12 月 13 日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後の昭和 21 年 2 月 6 日から同年 5 月 4 日までのC社D工場における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっていることは事務処理上不自然である。

さらに、申立人が、C社D工場における被保険者資格喪失後において受給可能であったのは、いわゆる「短期脱退手当金」であるが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、終戦後の昭和 20 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得している者が多数確認できること、及び申立人の被保険者資格喪失日前後に被保険者資格を取得している者が複数確認できることから、申立人の資格喪失当時、当該事業所において、当該脱退手当金の支給要件となる被保険者資格喪失理由である、「戦争終結等による事業の廃止・縮小」等の事情が

存在したとは考え難い上、申立人は、自己の申出により当該事業所を退職したと述べているところ、「自己都合退職」は当該脱退手当金の支給要件に該当しないことから、申立人は、当該脱退手当金の受給要件を満たしていないと考えられ、支給記録自体に疑義が認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月1日から16年2月2日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されていることが分かった。
申立期間の給与は36万円ぐらいであったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成14年10月から36万円と記録されていたところ、15年10月9日付けで、14年11月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられ、申立人の資格喪失日(16年2月2日)まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社においては、同僚39名の標準報酬月額も、申立人と同様に平成15年10月9日付けで、14年11月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、複数の同僚に聴取しても、申立期間当時の給与額が、訂正後の標準報酬月額に見合う額に減額されたことをうかがわせる証言は得られない上、A社の当時の社会保険事務担当者は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していた。この滞納を解消する目的で社会保険事務所の職員と相談し、標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正を届け出た。」と証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成15年10月9日付けで行われた標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理は事実^{じじつ}に即したものととは考え難く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を124万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給額計算書から、申立人は、申立期間において、124万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間に係る賞与支払届の提出漏れを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

平成 16 年 12 月 10 日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給額計算書から、申立人は、申立期間において、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間に係る賞与支払届の提出漏れを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

平成 16 年 12 月 10 日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないのとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給額計算書から、申立人は、申立期間において、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間に係る賞与支払届の提出漏れを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①及び③の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 10 月 1 日から 17 年 7 月 1 日まで
② 平成 17 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
③ 平成 17 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間の標準報酬月額50万円が、申立期間①である平成16年10月から17年6月までは9万8,000円、申立期間②である同年7月から同年9月までは34万円、申立期間③である同年10月及び同年11月は15万円にそれぞれ引き下げられているが、私はA社における取締役ではあったものの、兼務役員身分であり、さかのぼって記録が訂正されることについては、事業主に対して反論できる立場になかった。申立期間を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する50万円と記録されていたところ、申立期間①については平成17年5月12日付けで16年10月1日にさかのぼって9万8,000円、申立期間③については17年12月12日付けで同年10月1日にさかのぼって15万円にそれぞれ引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のほか、代表取締役が平成17年1月31日付けで15年1月1日にさかのぼって、取締役1名が17年5月12日付け及び18年2月20日付けで、それぞれ16年10月1日、18年1月1日にさかのぼって、標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、A社において取締役の立場であった申立人は、「社会保険料の滞納分を解消するために標準報酬月額をさかのぼって引き下げ

ることについては、経理担当者から説明を受けたが、自分は兼務役員にすぎず、当該処理について反論できる立場になかった。」と証言しているところ、申立人は申立期間において雇用保険に加入している上、元事業主は、「申立人は兼務役員であり、標準報酬月額を引き下げることについては直接関与していなかった。」と証言していることから、申立人が社会保険事務について権限を有していた、又は、当該事務処理の執行に当たっていたとは考え難い。

加えて、社会保険事務所が保管する滞納処分票により、申立期間当時の当該事業所には保険料の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①及び③において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①及び③に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 50 万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間②については、申立人が所持する平成 17 年の確定申告書の控え及びB村から提出された同年の住民税における社会保険控除額の記録により、引き下げられた標準報酬月額 9 万 8,000 円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、当初、9 万 8,000 円と記録されていたところ、平成 17 年 12 月 12 日付けで同年 7 月 1 日にさかのぼって 34 万円に引き上げられていることが確認できることから、当該処理については、上述の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

さらに、当該事業所は既に廃業となっており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和47年4月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月21日から同年5月21日まで

昭和44年3月にA社に入社し、47年4月21日から同年5月21日までの期間は、関連会社であるB社（現在は、C社）へ出向した。出向した期間についても厚生年金保険料が給与から控除されていたはずであるが、当該期間が被保険者期間とされていないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D連合会から提出されたE基金の記録及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間においてB社に勤務していたことが認められる。

また、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日は、いずれも昭和47年4月21日と不自然な記録になっていることが確認できることから、F年金事務所は、「関係資料が保管されていないため、理由は分からない。」と回答しているため、当時の事務処理の詳細は不明であるが、現在に至っては合理的な説明ができないことから、社会保険事務所が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って記録したものと認められる。

さらに、C社は、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格取得届及び同資格喪失届は、複写式の様式を使用しており、同基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所に提出していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和47年4月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年6月から同年9月まで
体調を崩したので勤めを辞め、実家の農業を手伝いながら自宅療養をしていたころ、父が「まだ若いのだから。」と私の将来を心配して、国民年金への加入手続をしてくれた。
申立期間は短かったので、多分、父は私の国民年金保険料を一括して納めたと思う。申立期間の加入と納付の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「勤めを辞め、実家の農業を手伝っている時に、父が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括納付してくれたと思う。」と主張しているが、申立人の所持する年金手帳に、国民年金手帳記号番号及び国民年金の加入記録は記載されていない上、A村においても、申立人の国民年金被保険者名簿は存在せず、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとするその父親は既に他界している上、申立人の兄及び妹からも、申立人の国民年金に関する証言は得られなかったことから、申立期間の加入手続及び納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年11月から8年3月までの期間及び同年11月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年11月から8年3月まで
② 平成8年11月から同年12月まで

申立期間①及び②については、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料を納付しており、今までに決められたものを納めなかったことは一切無いにもかかわらず、未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、「A市役所B支所で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているところ、戸籍の附票により、申立人は平成7年11月4日に同市に住所を定めていることは確認できるものの、オンライン記録によれば、申立人は6年3月28日に同市からC市に住所変更後、11年7月26日に再びA市に住所変更されるまでの間、住所はC市のままであったことが確認できることから、当該期間にA市において国民年金の加入手続が行われたとは考え難い。

また、申立期間①及び②における健康保険について、申立人は、「国民健康保険に加入していたと思う。」としているが、A市は、「国民年金と国民健康保険はセットでの加入が基本であるが、申立人は平成11年7月26日付けで初めて国民健康保険に加入しており、それ以前に国民健康保険に加入した記録は無い。」としていることから、申立期間①及び②について、申立人は国民年金の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「A市役所B支所で国民年金の加入手続を行った。今までに決められたものを納めなかったことは一切無い。」と主張しているも

のの、国民年金保険料の納付に関する記憶は無いとしている上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から同年 10 月まで

申立期間については、転職先の会社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、適用事業所となるように社長に頼むとともに、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したはずであるにもかかわらず、国民年金にも未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「転職先の会社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、適用事業所となるように社長に頼んだ。」と主張しており、その主張のとおり、同社は昭和 63 年 11 月 21 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立人は厚生年金保険加入の経緯については具体的に記憶していることが認められるが、国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付方法、納付金額等についての記憶は曖昧である。

また、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄を見ると、申立人は、昭和 60 年 6 月 3 日に被保険者でなくなった後、次に被保険者となったのは平成 4 年 7 月 16 日と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 16 日から同年 11 月 30 日まで
昭和 19 年以前から、A社B所に勤務し、20 年 4 月には軍属として他の同僚たちとともにC県Dにあった事業所に移った。
終戦後、C県からEに戻ってきてから、引き続きA社B所で勤務した申立期間が、厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間の一部においてA社B所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む女性従業員6名全員は、いずれも昭和 20 年 4 月 17 日にA社B所において被保険者資格を喪失すると同時に、C県のA社関連事業所（厚生年金保険被保険者台帳等には、事業所名称の記載は無いが、健康保険の事業所番号等から、C県Dに存在したA社の関連事業所であると認められる。）において被保険者資格を取得した後、同年 9 月 16 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、同じ異動履歴であることが認められるところ、その後、当該6名は、いずれも異動先のA社B所において厚生年金保険の被保険者資格を再取得した記録が確認できないことから、申立期間当時の当該事業所では、職種等何らかの事情により、女性従業員については、異動先において厚生年金保険の被保険者資格を再取得させない取扱いであったことがうかがえる。

また、当該事業所の当時の事業主、責任者及び総務事務担当者は、いずれも既に他界している上、昭和 26 年のA社の解体・民営化以降、F所を管轄し

ているG社は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管しておらず、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない上、申立人の勤務実態を証言する複数の同僚からも、当時のA社B所における厚生年金保険の取扱いに係る証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。